

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集01-01	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称)	京丹後市長 中山 泰	(所在地)	京都府京丹後市峰山町杉谷 889番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	[REDACTED]		(住所又は所在地)

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	所在	市	大字	小字	地番	林班	小班	地目	面積 ha					
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10083	264	ち	山林	0.0386	スギ ヒノキ	70	R4.4.1 10年 (R14.3.31)	別添1参照 別添2参照	(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対しても金銭の支払は行わない。 (経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。	
2	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10095	264	に	山林	0.0462	ヒノキ	66				
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齡は森林簿上のデータ

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考		
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	市	大字	小字	地番										
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10083	264	ち	山林	0.0386	スギ ヒノキ	70				
2	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10095	264	に	山林	0.0462	ヒノキ	66				
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所 在			林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>	
	市	大字	小字				
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10083	264	ち	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
2	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10095	264	に	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

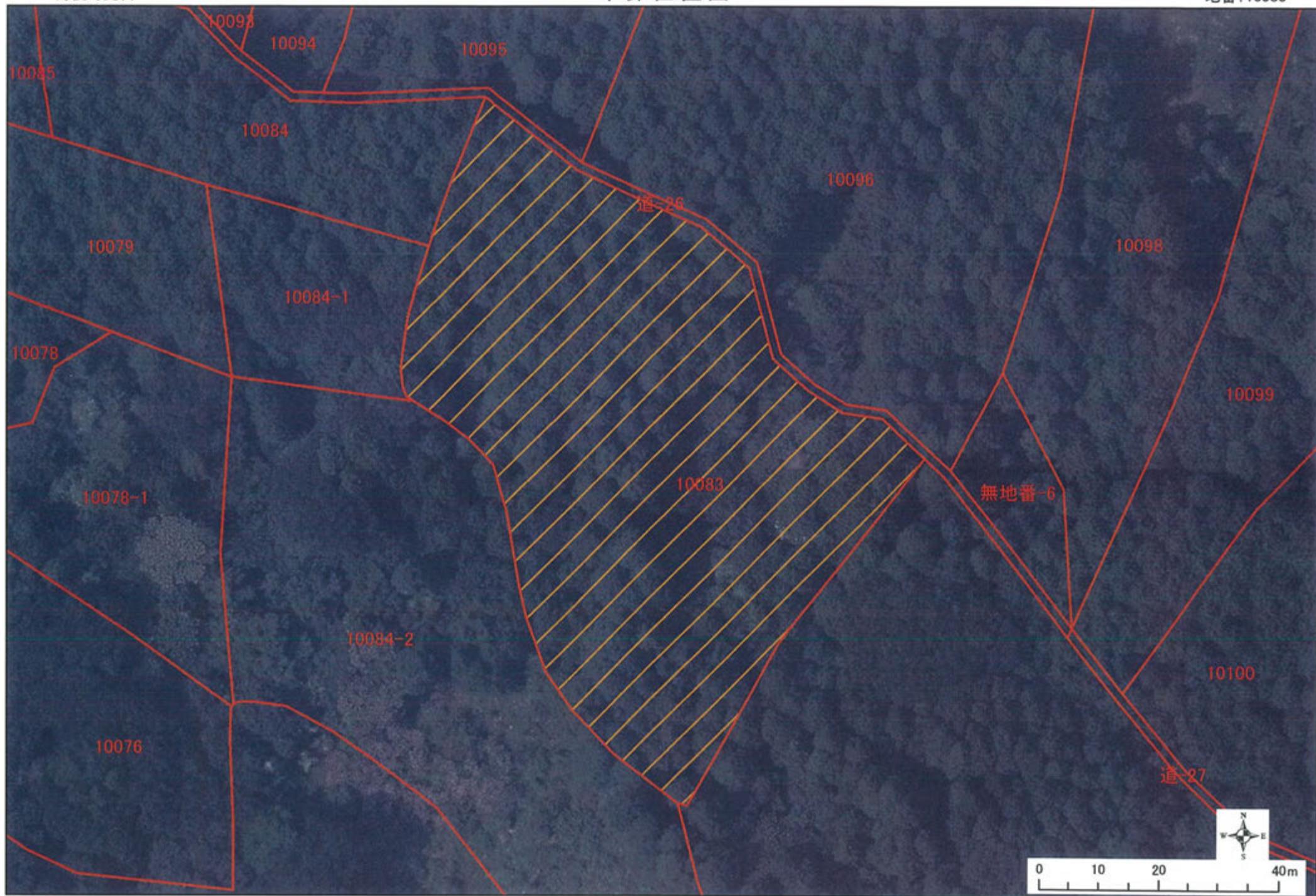
別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所 在			林班	小班		
	市	大字	小字	地番			
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10083	264	ち	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) <input type="radio"/> 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
2	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10095	264	に	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) <input type="radio"/> 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3							(3. 伐採等に要する経費の算定方法) <input type="radio"/> 乙が算定する利用間伐が実施された場合における利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額及び実際に木材の生産に要した経費を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。
4							(4. 留意事項) <input type="radio"/> 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額又は実費とする。
5							
6							
7							
8							<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
9							(2. 留意事項) <input type="radio"/> 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するものとする。
10							(3. 留意事項) <input type="radio"/> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

丹後町此代

筆界位置図

地番: 10083



筆界位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集01-02	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 京丹後市長 中山 泰	(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	所 在		林班	小班	地目						
市	大字	小字	地番								
1	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102	264	い	山林	0.0968	ヒノキ	25-66	
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齡は森林簿上のデータ

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考		
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
	市	大字	小字	地番											
1	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102	264	い	山林	0.0968	ヒノキ	25-66					
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所 在			林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>	
	市	大字	小字				
1	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102	264	い	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

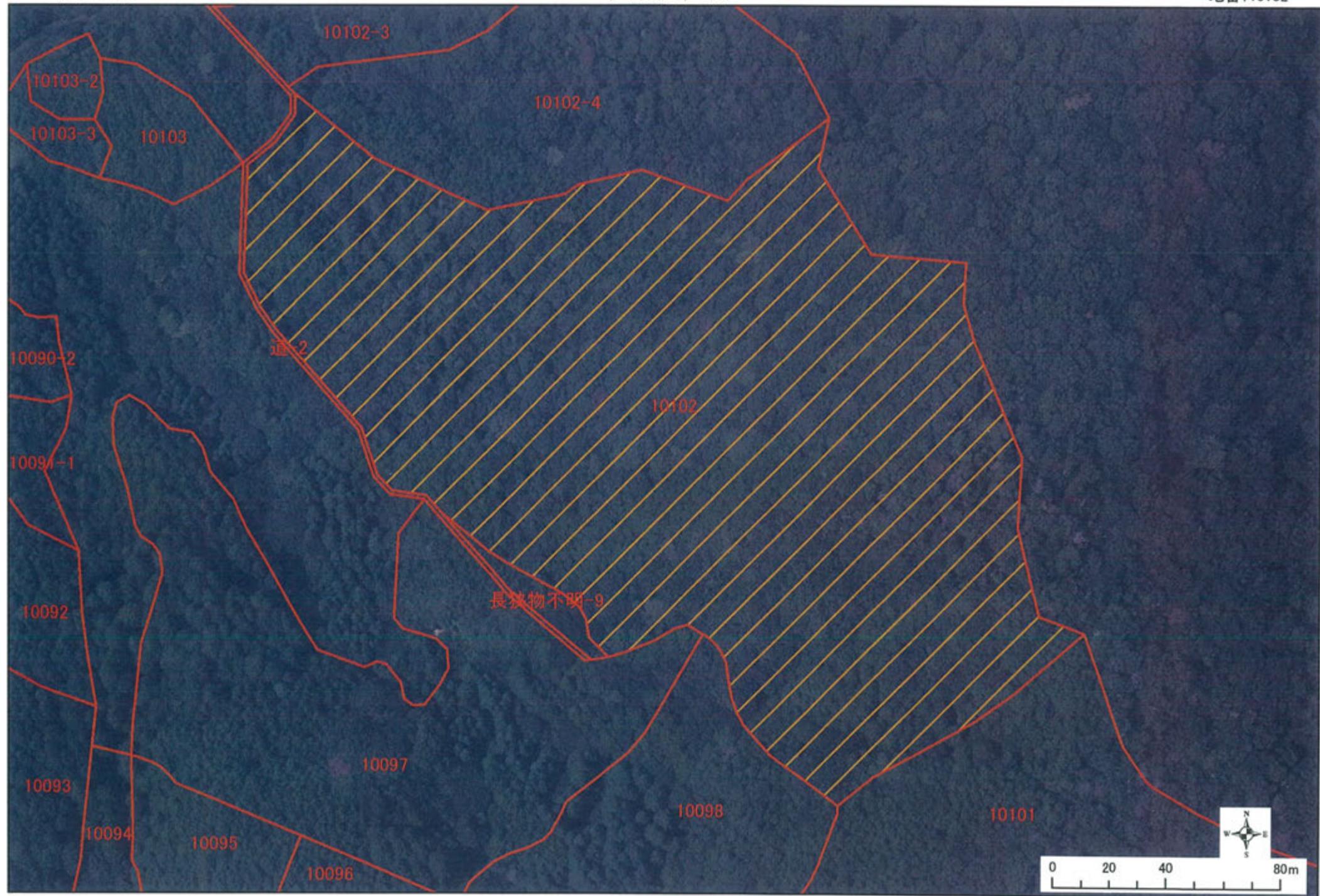
別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所 在			林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>	
	市	大字	小字			(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	
1	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102	264	い	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額及び実際に木材の生産に要した経費を勘査して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等に要する経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

丹後町此代

筆界位置図

地番:10102



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集01-03	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 京丹後市長 中山 泰	(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
	所在 市	大字	小字	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10081	264	へ	山林	0.0555	スギ ヒノキ	38-60	R4.4.1 10年 (R14.3.31)	別添1参照 別添2参照
2	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-1	264	ち	山林	0.0099	ヒノキ	63-67		
3	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-2	264	ち	山林	0.0112	スギ ヒノキ	60-113		
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齢は森林簿上のデータ

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
	市	大字	小字	地番									
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10081	264	へ	山林	0.0555	スギ ヒノキ	38-60			
2	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-1	264	ち	山林	0.0099	ヒノキ	63-67			
3	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-2	264	ち	山林	0.0112	スギ ヒノキ	60-113			
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所 在			林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>	
	市	大字	小字				
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10081	264	へ	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は渓畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
2	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-1	264	ち	<経営管理実施権が設定されない場合>
3	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-2	264	ち	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は渓畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所 在				林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
	市	大字	小字	地番			
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10081	264	へ	<経営管理実施権が設定される場合> (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
2	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-1	264	ち	<経営管理実施権が設定される場合> (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額及び実際に木材の生産に要した経費を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額又は実費とする。
3	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-2	264	ち	<経営管理実施権が設定される場合> (4. 留意事項) ○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施策が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等に要する経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。
4							<経営管理実施権が設定されない場合>
5							<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するものとする。
6							<経営管理実施権が設定されない場合>
7							<経営管理実施権が設定されない場合> (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
8							
9							
10							

筆界位置図

長狭物不明-10

10081

10087

10086

10082

10080



0 3.25 6.5 13m

10092-1

道-20

筆界位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集01-04	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 京丹後市長 中山 泰	(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在				林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡						
	市	大字	小字	地番												
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10086	264	ち	山林	0.0257	ヒノキ	63-70	R4.4.1 10年 (R14.3.31)	別添1参照 別添2参照		(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	(経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。	
2	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10098	264	は	山林	0.2380	ヒノキ	75						
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齡は森林簿上のデータ

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	市	大字	小字	地番										
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10086	264	ち	山林	0.0257	ヒノキ	63-70				
2	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10098	264	は	山林	0.2380	ヒノキ	75				
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所 在			林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>	
	市	大字	小字				
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10086	264	ち	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
2	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10098	264	は	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

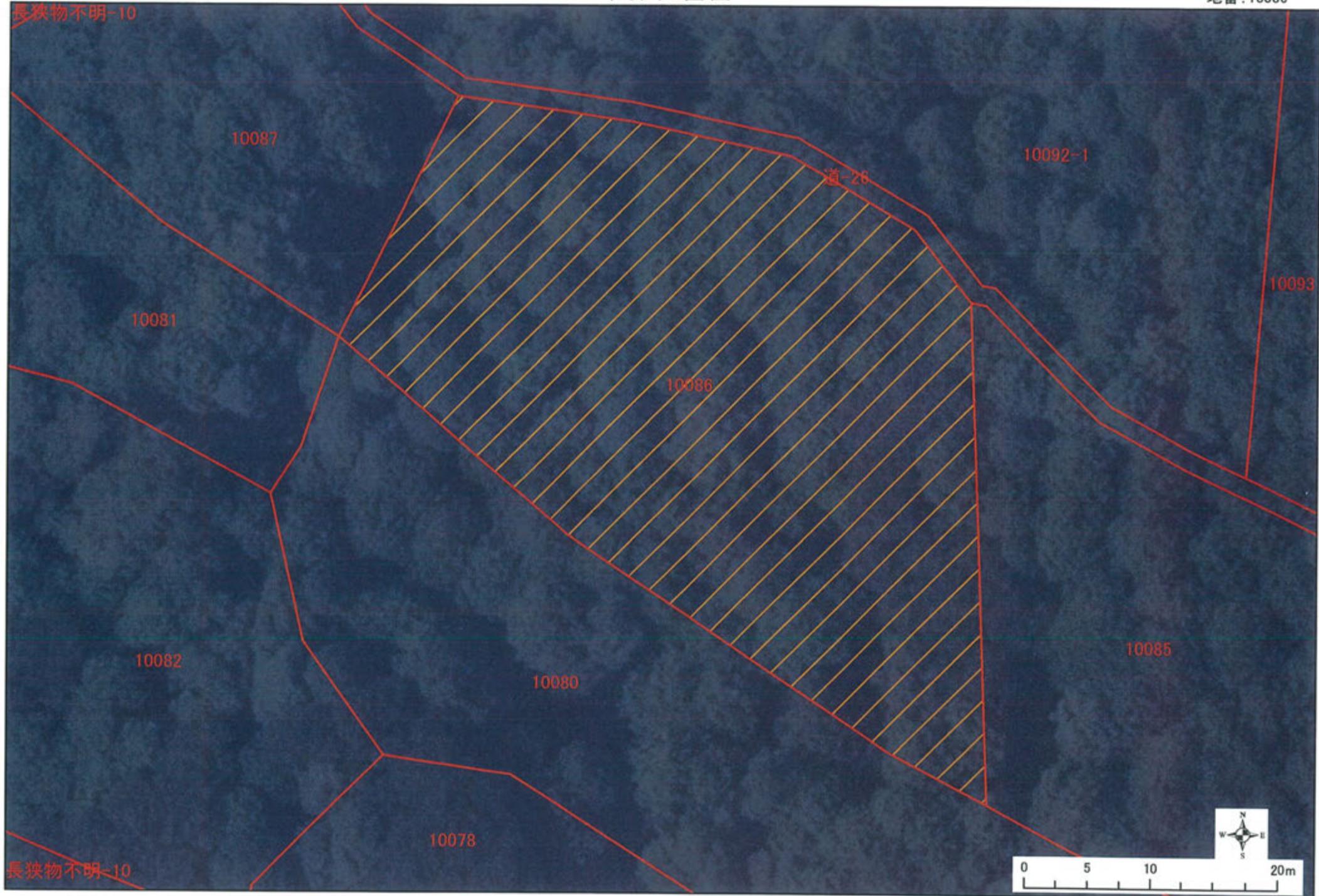
別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所 在			林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) <input type="radio"/> 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	
	市	大字	小字			(2. 木材の販売収益の額の算定方法) <input type="radio"/> 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。	
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10086	264	ち	
2	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10098	264	は	
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

丹後町此代

筆界位置図

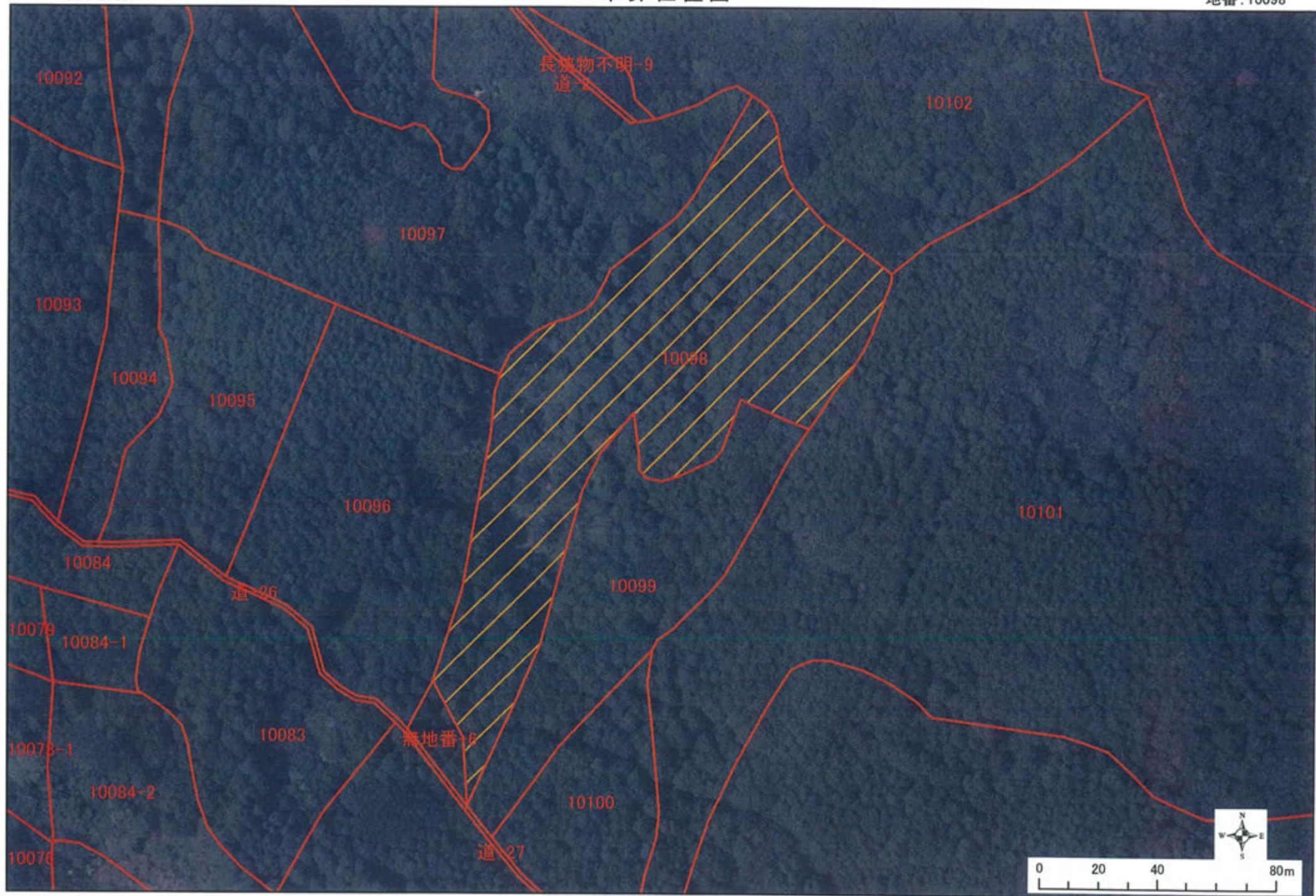
地番: 10086



丹後町此代

筆界位置図

地番: 10098



経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理号	集01-05	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 京丹後市長 中山 泰	(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理 権に基づ いて行わ れる経営 管理の内 容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲に 支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
	所在	市	大字	小字													
1	京丹後市	丹後町此代	天干場家ノ口	10084-1	264	ち	山林	0.0208	ヒノキ	68	R4.4.1 	10年 (R14.3.31)	別添1参照	別添2参照	(経営管理実施 権が設定され ない場合) 乙から甲に対 して金銭の支 払は行わない。	(経営管理実施 権が設定され る場合) <時期> 収支確定後や かに行うものと する。 <相手方及び方 法> 経営管理実施権 者から甲の指 定する口座に支 払う。	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齡は森林簿上のデータ

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
	市	大字	小字	地番									
1	京丹後市	丹後町此代	大干場家ノロ	10084-1	264	ち	山林	0.0208	ヒノキ	68			
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所 在			林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>	
	市	大字	小字				
1	京丹後市	丹後町此代	大平場家ノ口	10084-1	264	ち	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所 在			林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) <input type="radio"/> 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	
	市	大字	小字			(2. 木材の販売収益の額の算定方法)	
1	京丹後市	丹後町此代	大千場家ノ口	10084-1	264	<input type="radio"/> 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

丹後町此代

筆界位置図

地番:10084-1



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集01-06	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 京丹後市長 中山 泰	(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種						
	市	大字	小字	地番											
1	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092	264	ほ	山林	0.2380	ヒノキ	52-100	R4.4.1 10年 (R14.3.31)	別添1参照 別添2参照	(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 (経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。		
2	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092-1	264	ほ	山林	0.1586	ヒノキ	58-63					
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齡は森林簿上のデータ

乙が經營管理権の設定を受ける森林（A）										經營管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	市	大字	小字	地番										
1	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092	264	ほ	山林	0.2380	ヒノキ	52-100				
2	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092-1	264	ほ	山林	0.1586	ヒノキ	58-63				
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、經營管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該經營管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について經營管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所 在			林班	小班		
	市	大字	小字				
1	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092	264	ほ	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
2	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092-1	264	ほ	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所 在				林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
	市	大字	小字	地番			
1	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092	264	ほ	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するものとする。
2	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092-1	264	ほ	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3							(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額及び実際に木材の生産に要した経費を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。
4							○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額又は実費とする。
5							(4. 留意事項) ○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等に要する経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。
6							
7							
8							
9							
10							

筆界位置図



丹後町此代

筆界位置図

地番:10092-1



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集01-07	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 京丹後市長 中山 泰						(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)						(住所又は所在地)			

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A） 所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理 権に基づ いて行わ れる経営 管理の内 容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲に 支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
	市	大字	小字	地番												
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10076	264	へ	山林	0.0079	スギ ヒノキ	100 87	R4.4.1	10年 (R14.3.31)	別添1参照	(経営管理実施 権が設定されな い場合) 乙から甲に対し て金銭の支払は 行わない。	(経営管理実施 権が設定される 場合) <時期> 収支確定後速や かに行うものと する。 <相手方及び方 法> 経営管理実施権 者から甲の指定 する口座に支払 う。	別添2参照
2	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10078	264	へ	山林	0.0036	スギ	107						
3	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10079	264	へ	山林	0.0059	スギ ヒノキ	68 90						
4	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10097	264	に	山林	0.1239	スギ ヒノキ	40						
5																
6																
7																
8																
9																
10																

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齡は森林簿上のデータ

乙が經營管理権の設定を受ける森林（A）									經營管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	市	大字	小字										
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10076	264	へ	山林	0.0079	スギ ヒノキ	100 87			
2	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10078	264	へ	山林	0.0036	スギ	107			
3	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10079	264	へ	山林	0.0059	スギ ヒノキ	68 90			
4	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10097	264	に	山林	0.1239	スギ ヒノキ	40			
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、經營管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該經營管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について經營管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所 在			林班	小班		
	市	大字	小字				
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10076	264	へ	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
2	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10078	264	へ	<経営管理実施権が設定されない場合>
3	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10079	264	へ	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
4	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10097	264	に	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
5							
6							
7							
8							
9							
10							

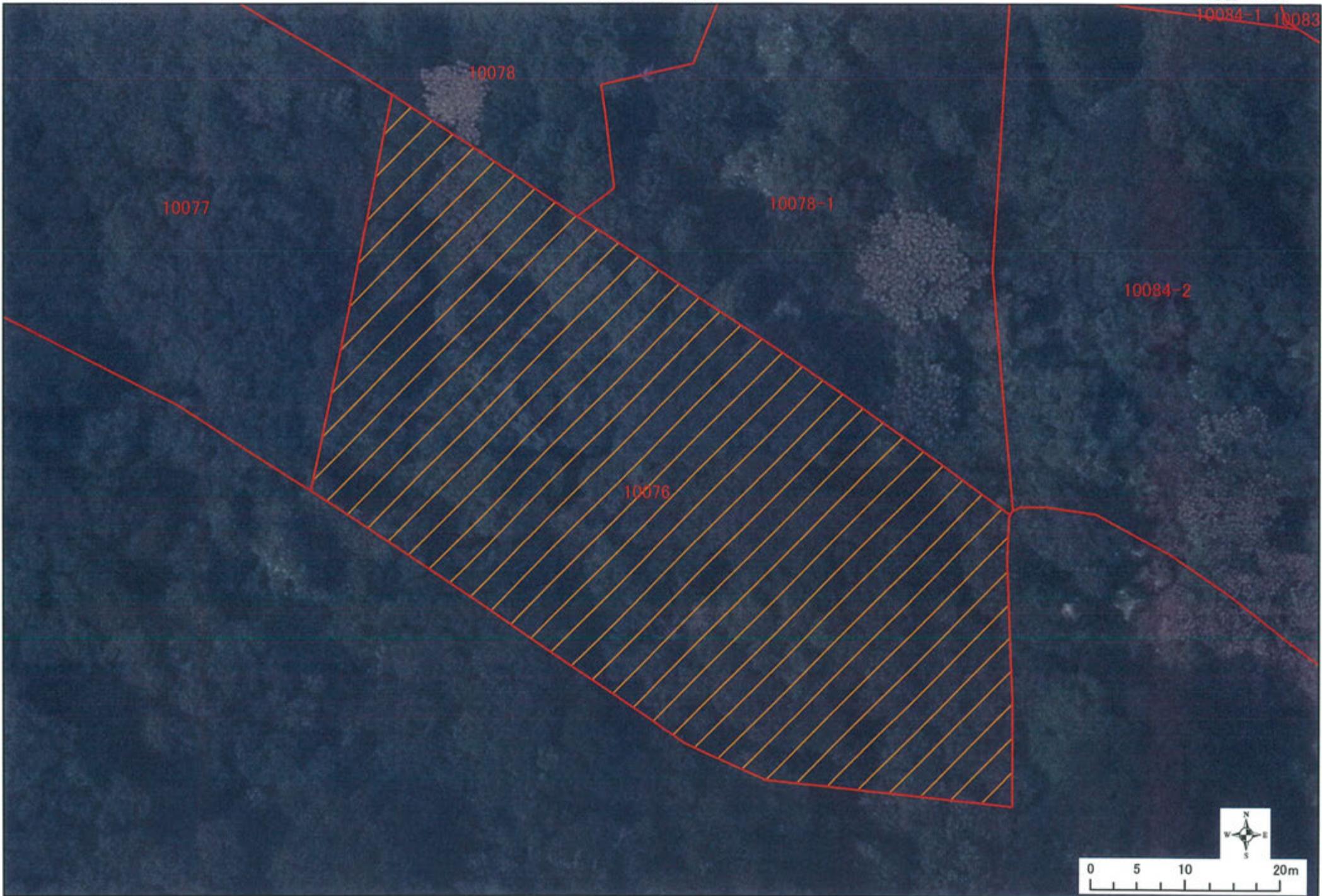
別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所 在			林班	小班		
	市	大字	小字	地番			
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10076	264	へ	<經營管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) <input type="radio"/> 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他經營管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は經營管理実施権者が負担するものとする。
2	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10078	264	へ	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) <input type="radio"/> 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10079	264	へ	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) <input type="radio"/> 乙が算定する利用間伐が実施された場合における利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費については、經營管理実施権者が經營管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額及び実際に木材の生産に要した経費を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。
4	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10097	264	に	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) <input type="radio"/> 乙が算定する森林保険の保険料については、經營管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、經營管理実施権者が經營管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、經營管理実施権配分計画に添付された見積額又は実費とする。
5							(4. 留意事項) <input type="radio"/> 同一の經營管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等に要する経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。
6							<經營管理実施権が設定されない場合>
7							(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) <input type="radio"/> 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するものとする。
8							(2. 留意事項)
9							<input type="radio"/> 乙が經營管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
10							

丹後町此代

筆界位置図

地番: 10076



丹後町此代

筆界位置図

地番: 10078



丹後町此代

筆界位置図

地番: 10079



丹後町此代

筆界位置図

地番:10097



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集01-08	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 京丹後市長 中山 泰	(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
	所在	市	大字	小字	地番						
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10074	264	る	山林	0.0165	ヒノキ	103	(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対しても金銭の支払は行わない。
2	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10077	264	へ	山林	0.0079	ヒノキ	66	
3	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10099	264	は	山林	0.0396	スギ ヒノキ	67 64-75	
4										(経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。	
5											
6											
7											
8											
9											
10											

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齢は森林簿上のデータ

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
	市	大字	小字	地番									
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10074	264	る	山林	0.0165	ヒノキ	103			
2	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10077	264	へ	山林	0.0079	ヒノキ	66			
3	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10099	264	は	山林	0.0396	スギ ヒノキ	67 64-75			
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所 在			林班	小班		
	市	大字	小字				
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10074	264	る	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
2	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10077	264	へ	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
3	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10099	264	は	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所 在				林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
	市	大字	小字	地番			
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10074	264	る	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するものとする。
2	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10077	264	へ	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10099	264	は	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額及び実際に木材の生産に要した経費を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額又は実費とする。
4							(4. 留意事項) ○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等に要する経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が分割割合を決定し、その分割割合により甲の持分について算定するものとする。
5							<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するものとする。
6							(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
7							
8							
9							
10							

筆界位置図



丹後町此代

筆界位置図

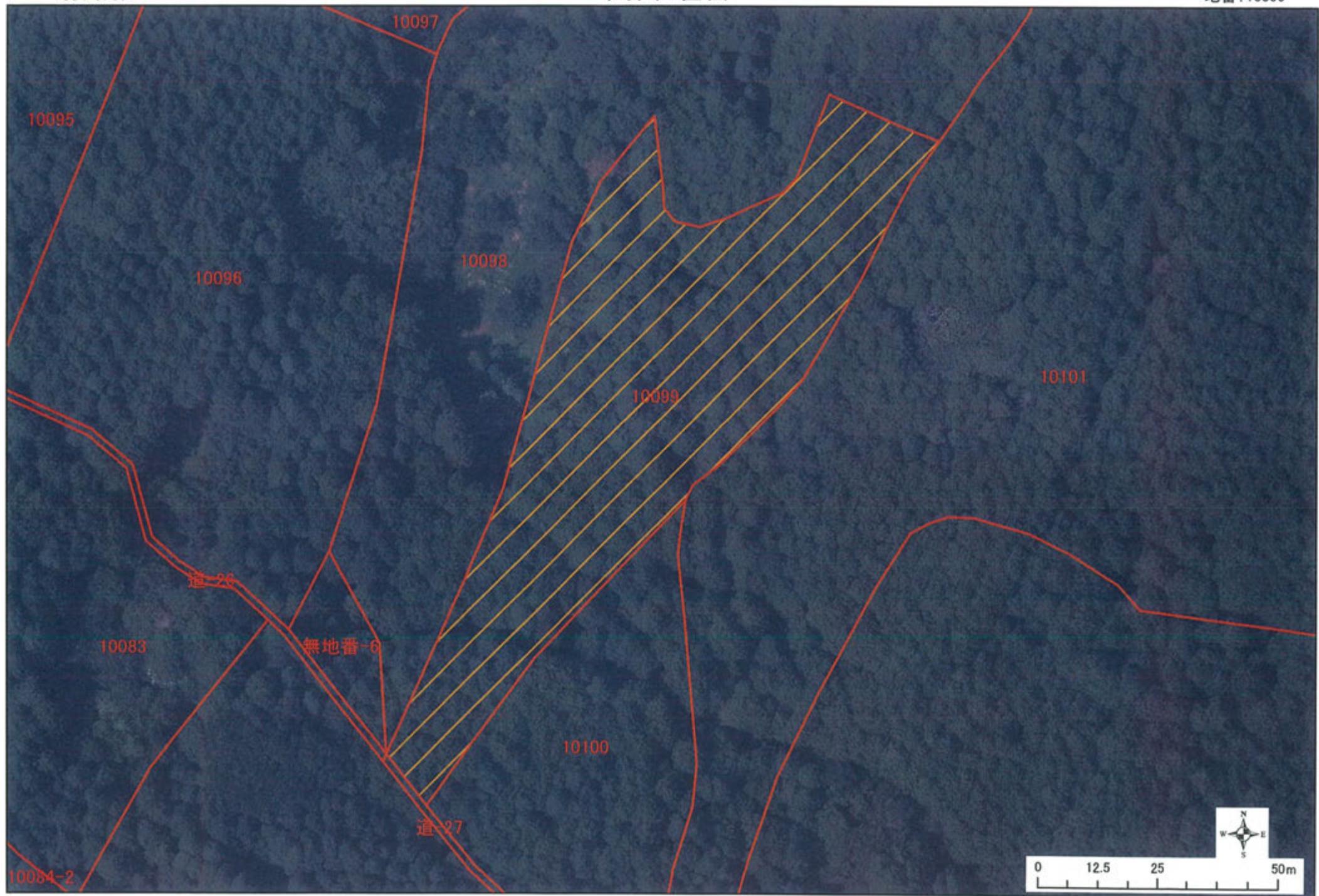
地番:10077



丹後町此代

筆界位置図

地番:10099



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集01-09	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 京丹後市長 中山 泰	(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理 権に基づ いて行わ れる経営 管理の内 容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲に 支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
	市	大字	小字	地番												
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10080	264	へ	山林	0.0115	スギ	100	R4.4.1	10年 (R14.3.31)	別添1参照	別添2参照	(経営管理実施 権が設定され ない場合) 乙から甲に対し て金銭の支払は 行わない。	(経営管理実施 権が設定される 場合) <時期> 収支確定後速や かに行うものと する。 <相手方及び方 法> 経営管理実施権 者から甲の指定 する口座に支払 う。
2	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10090-2	264	ほ	山林	0.2449	ヒノキ	32-40						
3	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10093	264	ほ	山林	0.0433	スギ ヒノキ	100 68-75						
4	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10096	264	に	山林	0.0185	ヒノキ	65						
5																
6																
7																
8																
9																
10																

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齡は森林簿上のデータ

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	市	大字	小字	地番										
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10080	264	へ	山林	0.0115	スギ	100				
2	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10090-2	264	ほ	山林	0.2449	ヒノキ	32-40				
3	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10093	264	ほ	山林	0.0433	スギ ヒノキ	100 68-75				
4	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10096	264	に	山林	0.0185	ヒノキ	65				
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

[REDACTED]

- （記載注意） （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所 在			林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>	
	市	大字	小字				
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10080	264	へ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
2	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10090-2	264	ほ	<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
3	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10093	264	ほ	
4	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10096	264	に	
5							
6							
7							
8							
9							
10							

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所 在				林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
	市	大字	小字	地番			
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10080	264	へ	
2	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10090-2	264	ほ	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10093	264	ほ	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額及び実際に木材の生産に要した経費を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。
4	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10096	264	に	(4. 留意事項) ○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等に要する経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。
5							<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するものとする。
6							
7							
8							
9							
10							(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

丹後町此代

筆界位置図

地番:10080



筆界位置図



筆界位置図



筆界位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集01-10	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 京丹後市長 中山 泰	(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
	所 在				林班	小班	地目	面積ha							
市	大字	小字	地番												
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10087	264	ち	山林	0.0300	ヒノキ	35	R4.4.1 	別添1参照 	別添2参照	(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 (経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。	
2	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10091-1	264	ほ	山林	0.2294	ヒノキ	90					
3	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102-4	264	い	山林	0.0373	ヒノキ	25-28					
4	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103-3	264	い	山林	0.0069	スギ ヒノキ	30 24-100					
5															
6															
7															
8															
9															
10															

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齢は森林簿上のデータ

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	市	大字	小字	地番										
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10087	264	ち	山林	0.0300	ヒノキ	35				
2	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10091-1	264	ほ	山林	0.2294	ヒノキ	90				
3	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102-4	264	い	山林	0.0373	ヒノキ	25-28				
4	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103-3	264	い	山林	0.0069	スギ ヒノキ	30 24-100				
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずして、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
番号	所 在				林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
	市	大字	小字	地番			
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10087	264	ち	
2	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10091-1	264	ほ	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
3	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102-4	264	い	
4	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103-3	264	い	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
5							
6							
7							
8							
9							
10							

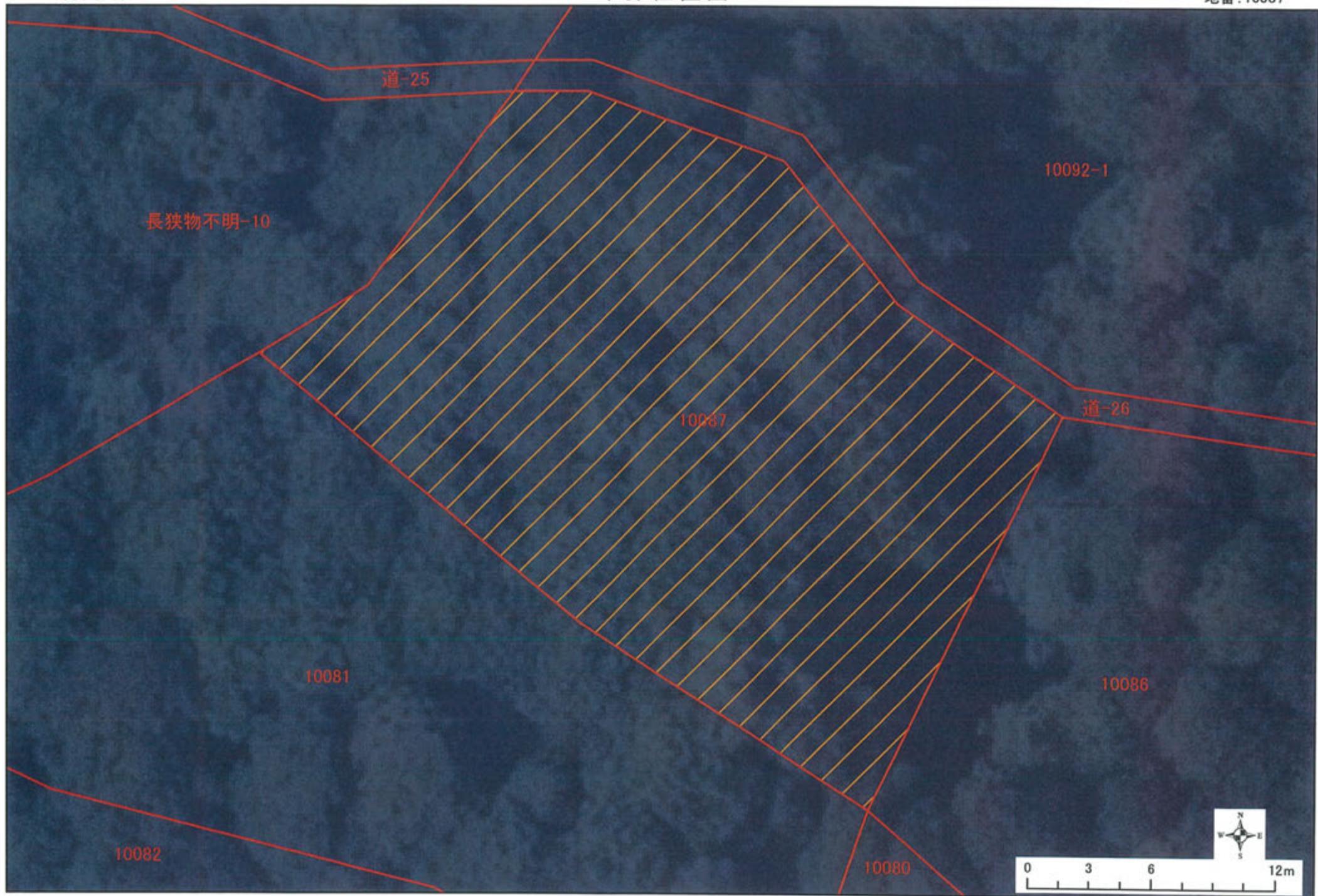
別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所 在			林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) <input type="radio"/> 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	
	市	大字	小字			(2. 木材の販売収益の額の算定方法) <input type="radio"/> 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。	
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10087	264	ち	
2	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10091-1	264	ほ	
3	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102-4	264	い	
4	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103-3	264	い	
5							
6							
7							
8							
9							
10							

丹後町此代

筆界位置図

地番: 10087



筆界位置図



筆界位置図



筆界位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集01-11	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 京丹後市長 中山 泰	(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										備考	
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	
	市	大字	小字	地番							
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10072	264	る	山林	0.0198	スギ ヒノキ	105 62	(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
2											(経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齡は森林簿上のデータ

乙が經營管理権の設定を受ける森林（A）										經營管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	市	大字	小字	地番										
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10072	264	る	山林	0.0198	スギ ヒノキ	105 62				
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、經營管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該經營管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について經營管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林經營管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行ふことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所 在			林班	小班		
	市	大字	小字				
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10072	264	る	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所 在				林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
	市	大字	小字	地番			
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10072	264	る	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するものとする。
2							(2. 留意事項) ○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等に要する経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

丹後町此代

筆界位置図

地番: 10072



経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理号	集01-12	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 京丹後市長 中山 泰	(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	所在	市	大字	小字	地番						
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10082	264	へ	山林	0.0185	スギ ヒノキ	68	
2	京丹後市	丹後町此代	大千場家ノ上	10084-2	264	ち	山林	0.0208	ヒノキ	65	
3	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103	264	い	山林	0.0089	ヒノキ	37-85	
4	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103-2	264	い	山林	0.0102	ヒノキ	37-85	
5											
6											
7											
8											
9											
10											

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齢は森林簿上のデータ

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
	市	大字	小字	地番									
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10082	264	へ	山林	0.0185	スギ ヒノキ	68			
2	京丹後市	丹後町此代	天平場家ノ上	10084-2	264	ち	山林	0.0208	ヒノキ	65			
3	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103	264	い	山林	0.0089	ヒノキ	37-85			
4	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103-2	264	い	山林	0.0102	ヒノキ	37-85			
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随时立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行いうるものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所 在			林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>	
	市	大字	小字				
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10082	264	へ	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
2	京丹後市	丹後町此代	大平場家ノ上	10084-2	264	ち	<経営管理実施権が設定されない場合>
3	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103	264	い	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
4	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103-2	264	い	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
5							
6							
7							
8							
9							
10							

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所 在				林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
	市	大字	小字	地番			
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10082	264	へ	<経営管理実施権が設定される場合> (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
2	京丹後市	丹後町此代	大平場家ノ上	10084-2	264	ち	
3	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103	264	い	<経営管理実施権が設定される場合> (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額及び実際に木材の生産に要した経費を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。
4	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103-2	264	い	<経営管理実施権が設定される場合> (4. 留意事項) ○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施策が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等に要する経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。
5							<経営管理実施権が設定されない場合>
6							(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
7							<経営管理実施権が設定されない場合> (2. 留意事項) ○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するものとする。
8							
9							
10							

丹後町此代

筆界位置図

地番:10082



丹後町此代

筆界位置図

地番:10084-2



丹後町此代

筆界位置図

地番:10103



筆界位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理号	集01-13	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 京丹後市長 中山 泰	(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
	所在	市	大字	小字	地番	林班	小班	地目							
1	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10094	264	に	山林	0.0277	ヒノキ	34	R4.4.1	10年 (R14.3.31)	別添1参照	(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
2														(経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。	
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齡は森林簿上のデータ

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	市	大字	小字	地番										
1	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10094	264	に	山林	0.0277	ヒノキ	34				
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意） （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在			林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
	市	大字	小字			<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10094	264	に
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所 在			林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>	
	市	大字	小字			(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)
1	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10094	264	に	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
2							<p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p>
3							<p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額及び実際に木材の生産に要した経費を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p>
4							<p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額又は実費とする。</p>
5							<p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等に要する経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p>
6							<p><経営管理実施権が設定されない場合></p>
7							<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p>
8							<p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するものとする。</p>
9							<p>(2. 留意事項)</p>
10							<p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>

筆界位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集01-14	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称)京丹後市長 中山 泰						(所在地)京都府京丹後市峰山町杉谷889番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)						(住所又は所在地)			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)		
	市	大字	小字	地番							R4.4.1	10年(R14.3.31)	別添1参照	別添2参照	
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10078-1	264	へ	山林	0.0033	スギ ヒノキ	62-65 29-65				(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対し て金銭の支払は 行わない。	
2	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102-3	264	い	山林	0.0373	ヒノキ	66					
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齡は森林簿上のデータ

乙が經營管理権の設定を受ける森林（A）									經營管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考		
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	市	大字	小字	地番										
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10078-1	264	へ	山林	0.0033	スギ ヒノキ	62-65 29-65				
2	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102-3	264	い	山林	0.0373	ヒノキ	66				
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、經營管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該經營管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について經營管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所 在			林班	小班		
	市	大字	小字	地番			
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10078-1	264	へ	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
2	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102-3	264	い	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所 在			林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>	
	市	大字	小字			(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)
1	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10078-1	264	へ	<p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
2	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102-3	264	い	<p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p>
3							<p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p>
4							<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額及び実際に木材の生産に要した経費を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p>
5							<p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額又は実費とする。</p>
6							<p>（4. 留意事項）</p>
7							<p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等に要する経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p>
8							<p><経営管理実施権が設定されない場合></p>
9							<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p>
10							<p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するものとする。</p>
							<p>（2. 留意事項）</p>
							<p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>

筆界位置図



筆界位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集01-15	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 京丹後市長 中山 泰	(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
	所在 市	所在 大字	所在 小字	所在 地番	林班	小班	地目	面積 ha							
1	京丹後市	丹後町此代	鞍ヶ山	10101	264	ろ	山林	0.4958	ヒノキ	38-70	R4.4.1	10年 (R14.3.31)	別添1参照	(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齡は森林簿上のデータ

番号	乙が經營管理権の設定を受ける森林（A）									經營管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	市	大字	小字	地番										
1	京丹後市	丹後町此代	鞍ヶ山	10101	264	ろ	山林	0.4958	ヒノキ	38-70				
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）（1）この個別事項は、經營管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該經營管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について經營管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所 在			林班	小班		
	市	大字	小字				
1	京丹後市	丹後町此代	鞍ヶ山	10101	264	ろ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたり保全を要する立木がある場合は、甲は事前にマーキング等によりその立木が判別できるようにするものとする。また、乙は渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所 在			林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>	
	市	大字	小字			(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)
1	京丹後市	丹後町此代	鞍ヶ山	10101	264	ろ	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
2							<p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p>
3							<p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額及び実際に木材の生産に要した経費を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p>
4							<p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額又は実費とする。</p>
5							<p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等に要する経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p>
6							<p><経営管理実施権が設定されない場合></p>
7							<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するものとする。</p>
8							<p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
9							
10							

丹後町此代

筆界位置図

地番:10101

